

令和 7 年 7 月 15 日

令和 7 年度 処遇改善加算及び特定処遇改善加算

令和 7 年度処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ支援加算の使途については以下のとおりとします。

支給対象月 2025 年 7 月～2026 年 5 月

処遇改善加算

対象職員 介護職員（正職員、契約職員、定年再雇用者、パート職員）

※他職種と兼務している場合は、兼務割合に応じて支給

※対象給与締め日に在職しているもの

使途方法

○月給職員

- ・介護報酬改定に伴い、大きな減収が見込まれるが例年通りの定期昇給を行う。
- ・処遇改善加算によって改定された諸手当（業務手当、資格手当、夜勤手当）の継続
- ・処遇改善手当として毎月 11,000～15,000 円を支給する。
- ・賃金改定に伴う法定福利費事業主負担分増加分は加算充当分とする。
- ・加算総額と賃金改定分に差額が生じた際は、支給対象末月に一時金として支給する。

※契約職員、定年再雇用者、兼務職員は常勤専従職員との割合に応じて支給

○時給職員

- ・毎月処遇改善手当として勤務割合に応じて時給 10～180 円支給する（業務内容、勤務形態等により決定）

○登録ヘルパー

- ・奇数月に支給
- ・登録ヘルパーの賃金表を改定

特定処遇改善加算

対象職員 介護職員及びその他の職員（正職員、契約職員、定年再雇用者、パート職員）

※対象給与締め日に在職しているもの

使途方法

支給対象事業所に勤務する法人職員を、資格経験を有する介護職員（介護福祉士資格を有し、他事業所を含め介護業務に 10 年以上勤務実績がある介護職員）・資格を有する介

護職員（介護福祉士資格を有する介護職員で経験年数が3年以上10年未満の者）・その他の介護職員・その他の職員（他職種）に分類し、特定処遇改善加算で取得した介護報酬について、別紙支給表に応じて支給

なお、その他の職員のうち、非常勤である者は各月の支給は行わず、賞与又は支給対象末月にて調整を行う。

賃金改定に伴う法定福利費事業主負担分増加分は加算充当分とする。

加算総額と賃金改定分に差額が生じた際は、支給対象末月に一時金として支給する。

※年収の増減・資格取得・経験年数により分類が変更し支給区分が変更となり支給金額が増減することがありますのでご了承ください。

| | |------------| | ベースアップ支援加算 | |------------|

対象職員 月給制の職員

※対象給与締め日に在職しているもの

使用方法

従来の支援金等からの基本給及び業務手当のベースアップを継続。

賃金改定に伴う法定福利費事業主負担分増加分は加算充当分とする。

加算総額と賃金改定分に差額が生じた際は、支給対象末月に一時金として支給する。

理事長 渡邊忠義

令和 7 年度 特定処遇改善手当支給基準

支給対象期間 令和 7 年 6 月支給分～令和 8 年 5 月支給分

職 種		令和 5 年度				
		年収 440 万円未満	年収 440～469 万円	年収 470～499 万円	年収 500～529 万円	年収 530 万以上
介護職員	【経験・技能のある介護職員】 有資格者で勤続 10 年以上の介護職員及び介護職員と兼務する生活相談員（常勤・非常勤）	4 の基準で支給	4 の基準で支給	3 の基準で支給	2 の基準で支給	1 の基準で支給
	【技能のある介護職員】 有資格者で勤続 3 年以上 10 年未満の介護職員及び介護職員と兼務する生活相談員（常勤・非常勤）	3 の基準で支給	3 の基準で支給	2 の基準で支給	1 の基準で支給	1 の基準で支給
	【その他の介護職員】 その他の介護職員（常勤・非常勤）	2 の基準で支給	2 の基準で支給	2 の基準で支給	1 の基準で支給	1 の基準で支給
その他の職員	常勤機能訓練指導員（PT、OT）（常勤のみ） 常勤専任生活相談員（常勤のみ）	4 の基準で支給	2 の基準で支給 法人負担	2 の基準で支給 法人負担	1 の基準で支給 法人負担	1 の基準で支給 法人負担
	居宅介護支援専門員（常勤のみ） 包括支援センター職員（常勤のみ）	4 の基準で支給 法人負担	2 の基準で支給 法人負担	2 の基準で支給 法人負担	1 の基準で支給 法人負担	1 の基準で支給 法人負担
	機能訓練指導員（マッサージ師）（常勤のみ）	2 の基準で支給	2 の基準で支給 法人負担	2 の基準で支給 法人負担	1 の基準で支給 法人負担	1 の基準で支給 法人負担
	事務職員（常勤のみ）	2 の基準で支給	2 の基準で支給	2 の基準で支給	1 の基準で支給	1 の基準で支給
	看護師（常勤のみ）、栄養士（常勤のみ）	1/2 は法人負担	法人負担	法人負担	法人負担	法人負担
	その他の職種（用務員・運転手・厨房職員等）	支給対象外	支給対象外	支給対象外	支給対象外	支給対象外

常勤職員とは正職員と同様の勤務日数及び勤務時間を勤務する者をいう。上記の表のうち有資格者とは介護福祉を有する者をいう。

4 の基準とは支給割合 4：2：1 の 4 の割合を指す。2 及び 1 も先同様同一数字の割合を指す。

令和 4 年度より有資格者で勤続 3 年以上 10 年未満の介護職員及び介護職員と兼務する生活相談員（常勤・非常勤）に 3 の基準を設ける

※1：令和 3 年度までは年収 440 万円以上の者は法人負担として支給。年収は前年度の源泉徴収簿で判断する。